

平成
25
年度

税の申告

所得 税
町・道民税

●申告は3月17日(月)まで

「申告される方は次の書類等をお忘れなく！」

- ① 給与源泉徴収票
- ② 所得の計算に必要な帳簿、書類等
- ③ 支払った医療費の領収書
- ④ 生命保険料、損害保険料等の支払証明書
- ⑤ 印 鑑

● 無収入・扶養家族の方へ

収入が無い方・扶養家族の方でも、所得証明が必要な方は申告が必要です。

所得証明は児童手当・年金の免除・公営住宅の申請など、いろいろな場面で使用されますので、該当する方は申告をしてください。

● 国民健康保険加入者の方へ

国民健康保険に加入している方で、所得税の確定申告をされない方は、町・道民税の申告を必ず行ってください。

申告をされない場合は、低所得者の軽減措置が適用されませんので、ご了承ください。

● 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です(税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます)。

また、所得税の申告が必要がなくても、町・道民税の申告が必要な場合があります。町・道民税に関する詳しいことは役場財政課税務グループまでお尋ねください。

